

知恵の樹

No. 266 2022.5.24

町田の図書館活動をすすめる会

<https://machida-library.jimdo.com>

代表：手嶋 孝典

tejitaka@f8.dion.ne.jp

図書館を市民生活の柱に据える運動の継続を

—パネルディスカッション「市民生活を支える公立図書館」報告—

藪田 碩哉（町田未来の会代表）

辻由美さんの興味深い講演に引き続いて、辻さんも含めた4人の演者によるパネルディスカッションが行われた。ねらいは市民が市民であるために図書館が持っている重要な意味を明確にすることと、市の図書館潰し政策に対抗する有力な手立てを考えるためである。コーディネーターとして各パネラーから学んだこと、触発されたことをまとめてみた。

●市民運動は息長く継続しなければ成果を得られない

青木洋子さん（多摩市に中央図書館をつくる会代表）は、お隣の多摩市での図書館づくり運動を長く続けて来られた。その運動は功を奏して、現在、多摩センターに近いところに立派な中央図書館が建設中である。とは言えそれで運動が終わるわけではない。肝心なのは運営の中身。例えば新図書館は中央に大きな階段がしつらえられたしゃれな設計だが、果たして使い勝手はいいのか。図書館を核に、子どもの居場所や集会施設も作られるが、果たして図書館に足を運ぶ人が増えるのか、注意深く見守って行く必要がある。また、地域館との連携という課題もある。こうしたことを見据えながら、市民のかかわりを粘り強く続けて行かなくてはならない。「中央図書館をつくる会」から「見守る会」「共に歩む会」への展開が必要だと感じさせられた。

●「公」を民間に売り渡す悪しき行政を撃つ

伊藤久雄さん（NPO 法人まちぼとと理事）は、まず図書館の指定管理の現状を問題にされた。指定管理を採用している図書館は全国平均で 17.6%、ところが東京は何と 42.3%で 2 倍半もある。全国で財政状況が最も豊かであるはずの東京都にして、こんな理不尽な

安上がり行政の追求がまかり通っている。指定管理の行き着くところは人件費の切り下げ。身分保障が不安定な中で、優れた専門職が育つのは難しい。そして行政は声高に「市民協働」を呼号して市民のパワーを取り込もうとしている。その背景にあるのは「行政の劣化」だという。市民協働の名の下で実態は業者に丸投げ、業者は人件費の切り下げ、これでいい図書館ができるはずもない。行政が担うべき公的責任の放棄が進行する中で、市民は傍観するのではなく、市民こそが自治の主人公であることを自覚して行政へ働きかけを強めなくてはならないと痛感した。

●図書館をもっと使いやすく、気持ちのいい場所に

図書館という施設の持つ豊かな可能性を存分に語ってくれた辻由美さんは、図書館をもっとステキな場所にしていくためにいくつか提案してくれた。現在の図書館には禁止事項が多すぎるのではないかな。杓子定規に規則を当てはめすぎて、ちょっとおしゃべりしても叱られる。もう少し利用規則に柔軟さを持たせ、できれば集まって議論のできる部屋があつたらいい。若者や高齢者の居場所を作り、飲み物への配慮もすれば図書館に集まる人はもっともっと増えるだろう—こういうことこそ市民参画で知恵を出しあいたいものだと思った。

また、待遇や人数を含めて司書が大事にされていないのが現実。専門職の存在こそ図書館の命と辻さんは言われた。また「昔あった資料が消えている」ことを嘆かれたが、めったに使わなくても重要な資料を保存しておくという機能こそが図書館の原点だということを改めて確認させられた。

●市民自治の「砦」となる図書館を目指そう

山口源治郎さん(東京学芸大学特任教授)は緊急事態宣言下でさっさと閉館した図書館の対応を批判して、コロナ禍だからこそ図書館の存在価値が再発見されたことを指摘された。現在の行政には図書館についてのビジョンがなく、財政問題としか見ていない。しかし指定管理はかえってコスト増になることが証明されているとして、行政の「改革病」—何かを改革めいたことをすればすべてよくなるという幻想から覚めるべきだと主張された。

『市民の図書館』を廃棄するような現今の行政は、劣化どころか行政の滅亡だと詰め寄った山口さんのお話から、一時負けてもめげずに市民提案で粘り強く行政を説得していくこと、場合によっては首長のすげ替え策を推進するような市民運動の強化こそが「自由民権」のレジェンドを活かした町田市の未来づくりであると考えた次第である。

●フロアからの意見、オンラインでのコメント

フロアからもご意見があった。生涯学習センターのあり方を批判して、運営委員を切られたという荒井容子さん(法政大学)は、図書館だけを観ていたのではダメ、生涯学習センターはじめ、さまざまな公共施設全体を見渡して、その中で図書館問題を考えて行くべきだと説かれた。

オンラインを通じてコメントをくださった岩本陽児さん(和光大学)は、議論が核心に迫っていないもどかしさを感じたとして、公共図書館の根幹が今まさに脅かされているという危機感を持って、単なる改善策を越えた取り組みが喫緊の課題であると主張された。指定管理者制度は、結局のところ国民・市民から徴発したお金を民間企業に還流させる仕組みに過ぎない—こうした「インチキ」を白日の下に晒し、一人でも多くの市民に訴え、市民の力を結集して市政を変えていこう、そんな思いを一層強くさせられた一夜であった。(会員)

鶴川地域の図書館を考えるシンポジウムに参加して

武藤 水緒 (千葉県印西市・在住)

2022年4月15日 鶴川地域の図書館を考えるシンポジウム「図書館は市民の宝物！」に参加させていただきました。

基調講演の辻由美さんのお話の中で、図書館は万民のもの、人生の中で発見されるものという言葉に深く頷く思いでした。多様な市民の人生に寄り添い、その時々に必要な情報を手渡してくれる場所が、図書館です。フランスや日本で、仕事・生活を支えてくれた図書館という話を聞き、私は、情報化の時代の中で、確かに情報を手渡してくれる存在の重さを再認識しました。

情報化時代における喫緊の課題として情報格差の拡大があります。情報化には市民それぞれの段階があり、格差があります。また、正確性を損なう形での情報の軽量化や、スマホなどに常に触れている人が受動的に受け取る多量の情報への疲弊や、情報の偏重の問題など、情報格差と情報化にともなう課題はふくれあがっています。

「図書館は、基本的な人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な

任務とする。」「(「図書館の自由に関する宣言」前文)」のものでありますから、情報格差に立ち向かい是正していく機関としての役割は大きなものです。市民が図書館サービスの利用も行えていなかったら格差はますます開く一方です。現在図書館サービスを利用できていない層に対する図書館サービスを拡大していくことが必要です。

また、鈴木真佐世さんが現状報告をされた、町田市の方針の経過は、現在私が住む印西市の図書館方針の進み方と重なるところがあり、大変興味深く聞きました。町田市では請願や公開質問状を送るなど、市営の図書館を守り、皆で考えていこうとする市民の活動が活発に行われていることが伺えました。それでも鶴川駅前図書館に指定管理者制度が導入されたことは驚きでもあります。町田市の市民の活動は、今後の他の市の図書館活動の手がかりにもなると思います。

町田の図書館活動をすすめる会、鶴川図書館大好き！の会、NPO 法人まちだ語り手の会、町田の学校図書館を考える会、まちだ未来の会制作の「図書館に指定管理者制度、いったい何が問題なの？」の資料も、

参考になることが数多くありました。

パネルディスカッションでは、どうすれば地域の図書館を守れるかという内容でさまざまな意見を伺うことができました。特にまとめの一つの、図書館をみなものにしていく、という考え方に共感しました。図書館は社会教育機関であり、市立小学校中学校といった学校教育機関に指定管理者制度を導入しない方が良い理由と同じ理由で指定管理者制度にはそぐわないと思います。民間にはたくさんの素晴らしい私立学校がありますが、全ての市民に教育を保障する公立学校は存続する方が良いと思うのです。それに、市民が情報を要求したときに渡されるものを保障するには図書館に市民の自治が必要です。常に市民が主体者である必要があります。

シンポジウムは、図書館は公(おおやけ)に置くのがよい、と思える内容でした。公共は私たち自身の総体です。私たち自身が常に課題を把握していき課題解決に向かう必要があります。

私の住む千葉県印西市でも指定管理者制度の導入を進める方向で市が検討しています。平成30年10月

に「印西市公共施設適正配置実施方針(案)」について市がパブリックコメントを募集しました。この方針案の中で、大森図書館、小倉台図書館について「指定管理者制度の導入を検討します。」と記載されました。その後令和2年3月策定の「印西市公共施設適正配置アクションプラン」には導入の検討ではなく「指定管理者制度の導入を進めます」という表現になりました。これらを受けて、図書館について、指定管理者制度について、もっと周知をしなければならないと令和4年5月8日には「印西子どもの文化連絡会」主催で「図書館を知り、指定管理者制度を考える」という講演会が開かれました。時々ユーモアを交えた元田原市図書館長、現日本図書館協会図書館政策企画委員会委員長の森下芳則氏のお話に、会場には笑いもおき、また真摯に勉強を行いました。この講演会には多数の市民、印西市議8人、印西市教育委員さんなども参加し、意義のある講演会だったと思います。

これからも鶴川地域の図書館政策など図書館の流れに注目するとともに、印西市の図書館の動向に注意を向けていこうと思います。

こんな本見〜つけた！(第36回)

『モンテレッジオ小さな村の旅する本屋の物語』

内田洋子(著) 方丈社 2018年 文春文庫 2021年

紹介:高橋 峰子



モンテレッジオはイタリア北部の山深い村の名だ。村にあるのは、石と栗と、各地へ出稼ぎに出かけた屈強な男たち、だけ、だった。そして、「それゆえに」この村は、イタリアの由緒ある文学賞「露店商賞」発祥の地となる。この賞は日本の「本屋大賞」のように書店員によって選ばれる賞であるようだ。第一回の受賞者はヘミングウェイ。訪ねるのも容易ではないこの山奥の村がなぜイタリアの書店、出版業のルーツの一つとなりえたのか、著者の精力的な調査が始まる。

著者はイタリア在住のジャーナリスト。2017年、ヴェネツィアの古本屋でそのルーツがモンテレッジオという聞きなれない村にあることを知り、細い伝手を辿ってその地を訪ねる。現在住んでいる住民は少ないものの、中世から続く故郷と先祖を誇りに思う、各地に散った子孫たちがいた。彼らの話と膨大な古い資料をつなぎ合

わせることで、この村の驚くような歴史が浮かび上がってくる。

貧しい村人は毎年春になると、産物である石と栗を背負い、フランスやスペインまで行商して歩いた。そして、それらを売り切ると、空いた籠に本を預かり受け、売り歩きながら帰途についたのが、本の行商の始まりだったという。行商するには地の利もあつた。イギリスのカンタベリーからローマへと巡礼する長い長い道、フランチェーナ街道が近くの山を通過していたのだ。

印刷物の普及は15世紀、グーテンベルグの活版印刷の発明と言われるが、その恩恵はある階級に限られていた。そこにアルド・マヌツィオというイタリア人が登場し、小さく、薄く、軽く、簡単な装丁で価格を下げた本を作る。1501年、世界で最初の文庫本の登場だ。この

ことが読者層を拡大し、行商人たちの活躍の場をも広げることになる。

18世紀終わりにはナポレオンが登場し、他民族からの解放や国家統一に向けた意識が急速に高まる。人々は情報を求めた。知識を、本を。書店は敷居が高いが、露天商の本なら情報だけでなく、冒険、恋愛、なんでも好きなものを選ぶことができた。しかも安価で。こうして行商人は情報の源である本を売り歩くと同時に、庶民の好奇心の傾向と懐事情にも精通していくようになる。

19世紀半ば、イタリア王国が誕生し、義務教育が定着、読み書きができる人が一気に増え、イタリアは出版業の黎明期を迎える。今でもイタリア大手として残る出版社の創設者たちは、モンテレッジオの行商人たちの意見を聞きながら出版を進めた。何が売れる本か、求められている本か、彼らは見抜くことができたから。

50年前の行商人は言う。「本屋は売る本を選ばなければならない。選んでいると、しみじみ幸福な気持ちになります。そして選んだからには真剣に売ろう、と背筋が伸びます」これは司書にも共通する究極の思いではないだろうか。選んだからには、利用者に手にとってほしい。楽しんでほしい。役立ってほしい、そう思う。

そして、内田氏が著したこの本は、次の世代へとつ

ながるきっかけともなる。その記録が続編『もうひとつのモンテレッジオの物語』である。モンテレッジオの子どもたちが自分の村の歴史を調べた記録だ。その中にこんな一説がある。「何もないと思っていた自分達の村に唯一無二の歴史があり、どんな人にも豊かな物語があると知ったのである。それは自信と希望の発見だった。」

本を読むということもまた、希望の発見なのだと思う。それを改めて思わせてくれる本だ。

コロナによるロックダウンの最中、イタリア政府は「本は大切な友達」として、薬局や食料品店同様、書店を閉めなかったという。図書館までがHPを閉鎖してしまった此岸と彼岸の違いを思うことしきりである。(会員)

* 町田市立図書館は4冊所蔵。続編『もうひとつのモンテレッジオの物語』は2冊所蔵しています。



町田市立図書館における全政党機関紙購入中止と「知る権利」の侵害②

伊藤 裕夫

1. 情報公開制度により関連文書入手

購入中止理由の違い

町田市立中央図書館は2021年3月末日をもって全政党機関紙購入を中止したが、その理由について町田市情報公開制度を利用して関連文書入手した。以下、「利用者の声」で質した「赤旗」の購入中止の理由について、図書館長の回答と比較して報告する。

まず、2021年12月10日付け、図書館長中嶋真氏の回答である。

I. 「政治に関する資料の必要性は認識しておりますが、限られた資源の再配分を検討した結果、優先順位が相対的に低いと判断したため、2020年度まで購入していた『赤旗』を含めたすべての政党機関紙の購入を2021年度から中止しました。」

次に、情報公開制度を利用して得た「図書館の雑誌担当者会議議事録」(2021年1月29日(金)開催)より引用する。

II. 『『赤旗』『公明新聞』『社会新報』機関紙 自由民主』『立憲民主』購入中止

中央:2021年度より、上記新聞5タイトルを購入中止。

新聞予算削減のため、限られた資源の再配分を検討した結果、優先順位が相対的に低いと判断。『相対的に低い』理由については、①資料の性格上、すべての政党機関紙を揃えることが望ましいが、コスト面から困難であると判断したため。②利用者のニーズが他の資料と比較して極めて低いと判断したため。」

I, IIを比較すると、「政党機関紙の購入優先順位

が相対的に低い」ということは共通であるが、Ⅱでは、「政党機関紙の利用者のニーズが極めて少ない」との理由も挙げられている。

すなわち図書館からの回答では利用者のニーズに言及した②項が落ちている。そもそも購入中止理由の回答に違いがあることが一つの問題である。

利用者ニーズの根拠

貸出しをしない政党機関紙の利用者ニーズを調べる(例えば閲覧者数を調べる)は大変なことのはずである(私は調べられたことはない)。ニーズの多少を示す資料については、レファレンス係に訊いたが、その時点(今年4月)では、そのような資料の存在について答えがなかった。そこで図書館長に次のような文書質問をした(2022年4月23日付け)。

雑誌担当者会議議事録(2021年1月29日開催)では「政党機関紙の購入の優先順位は相対的に低い」とありますが、

- 1.何の資料と比較したか。どのような方法で比較したか。
- 2.ラックにおいてある政党機関紙はニーズあるいは利用者数をどのような方法で確認したか。

文書回答を求めたところ、5月13日付けで図書館長名による以下の回答があった。

- 1.一般向けの購入新聞は政党機関紙のほかに、一般紙「朝日新聞、産経新聞、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、神奈川新聞」、業界新聞「日刊工業新聞、日経産業新聞、日経MJ、日経ヴェリタス」、スポーツ新聞「スポーツニッポン」「日刊スポーツ」、英字新聞「The Japan Times」「The New York Times」があります。それらと比較すると、日常的に利用の度合いを観察するなかで、利用度が低いと判断しました。
- 2.新聞については貸出処理を行いませんので、数値的な統計はありません。質問1の回答と重複しますが、日常的に利用の度合いを観察して確認したものです。また、閉館後や開館前の書架整理においても、ほとんど開いて利用された状況が見られなかった機関紙もありました。

結局、「利用度が低いとの判断」は、客観的な数値によるものでないことが分かった。

2. 購入中止と政党に所属する市議会議員の言動

市議は「知る権利」についてどう考えているのか

町田市南部にある私の自宅にビラとして入る「みなみ民報」(みなみ民報社発行、H 議員の顔写真入り)に

「なんでも相談お気軽に」と書いてあったので、南地区に住む同市議会議員に市立図書館における「赤旗(全政党機関紙)購入中止問題を電話で訊いたら、「知らない」との答えであった。昨年12月頃の話である。私は市立図書館における「赤旗(全政党機関紙)購入中止の件を知らせ、「購入再開に取り組むよう」に同議員に要望したが、それには同議員は返事をせず、その代わりに私個人に「赤旗」の購入を勧めた。もちろん即座に断った。そしてその後は何の連絡もない。

また、革新系選挙候補者を推薦する電話をしてくる同議員関係者に、市立図書館における「赤旗(全政党機関紙)購入中止問題」に取り組むように要望したが、「委員会に諮ります」と言ってその後連絡はない。市立中央図書館における「赤旗」購入禁止については、市議会においてO議員によって何度か論じられたのだから、共産党所属市議会議員は当然知っているはずである。もちろんこの件は、市議会議事録にも掲載されている。

自らが所属する政党の機関紙が市立図書館で購入中止になっても積極的に取り組もうとしない政党市議は、基本的人権の一つと言われる「知る権利」についてどう考えているのだろうか。まさか、「赤旗」を売って党費を獲得することが優先すると思っているわけではないだろう。

市民の「知る権利」を誰が守るのか

一市議会議員から『しんぶん赤旗』の購入中止を繰り返し要求された時に、図書館は一見その議員要求に沿うような形で「全政党機関紙(『しんぶん赤旗』を含む)の購入中止」という結果を示した。加えて当事者たる共産党市議会議員からも「市民の知る権利の侵害(『しんぶん赤旗』を含む全政党機関紙購入中止)」に対して積極的な反撃もみられない。市議会、市行政レベルでは市民の「知る権利」を誰が守るのだろうか。情報公開請求をした結果、雑誌担当者会議議事録は、公開されたものの、購入中止の意思決定が本当は別のところで行われているのではないかと疑念を払拭できないでいる。情報公開制度の限界を実感せざるを得ない。

3. 購入中止の背景

これまで述べたことの背景としては、2015年前後の安保法制成立に前後してテレビ報道への規制(政権批判的なコメンテーター、「テレビ朝日報道ステーション」古賀茂明降板、「NHK クローズアップ現代」国谷裕子降

板)、2015 年いわゆる共謀罪成立(「プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性があります」/2017 年 5 月の国連特別報告者・ジョセフ・ケナタッチ氏による当時の安倍首相への書簡)、2019 年学術会議会員任命拒否(学問の自由侵害、教

授会の自治・専門家の自治侵害)などが起きている。2022 年の現在、表現の自由や、思想・良心の自由、学問の自由などが、時の政府(国家権力)とより強い緊張関係のなかに置かれている状況下での出来事である。(会員)

鶴川図書館大好き！の会 第 6 回ワークショップを開催

～鶴川図書館の今後のあり方、市の取り組みにどうかかわっていくか～

鈴木 真佐世 (鶴川図書館大好き！の会事務局)

標記のワークショップを 5 月 8 日(日)午後 2 時から 4 時 40 分まで鶴川市民センターで行いました。15 名が参加して、鶴川図書館の市民協働化計画の現状報告、それに対して、私たちの会がどのように対処、関わっていくかを話し合いました。

最初に自己紹介と 4 月 15 日の市民シンポジウム参加の感想を聞きあった後、本題に入りました(シンポジウムの報告については、今号と前号をご覧ください)。

(1)市の鶴川図書館再編計画の経過について説明

市は「新たな図書館づくり推進事業」と銘打ち、<鶴川図書館を地域と「共に創り」「共に運営する」市民協働型の運営へと再構築するため、2022 年度予算に地域住民を主体とした運営団体の立ち上げを支援する>費用 11,559 千円(内、運営団体支援業務委託料 9,020 千円)を 3 月議会で通した。

市の支援業務受託者選定のためのプロポーザル説明書によれば、4 月 20 日に業務委託者を公募、30 日に締め切り後、質疑の提出と回答、プレゼンテーション、ヒアリングを経て、5 月 30 日に結果公表、6 月 15 日に契約書の調印となる予定。

仕様書の中の業務内容には、1 番目に今までのヒアリングや市主催のワークショップの結果をもとにした「鶴川図書館運営計画素案の作成」と、次にそれをもとにして運営団体結成支援業務と書かれている。業者が作った素案がもとになってしまっていて、市が一から市民と共に考えるのではなく、肝心の運営計画素案作りを業者へ丸投げしているとも言え、図書館ではないものになるのではという懸念がある。

(2)他の 2 市区の参考事例紹介と提案

①市が言う「市民協働型図書館」を直営で何年もかけて実現してきた北区の事例:

2004 年度の「新中央図書館基本計画」策定の際に時代に合った図書館を区民も一緒に考えようということで「区民とともに歩む図書館委員会」を設置。それから 2 年かけて委員会が検討を続けた結果、現在の図書館ボランティア団体のネットワーク組織「北区図書館活動区民の会」ができ、以来様々な活動を図書館と協働して行っている(同区民の会のリーフレットを資料として配布)。本当の市民協働は、図書館が市民とともに時間をかけて作り上げるべき。

②市が鶴川図書館を市民協働型にしようとする目的の一つである人件費の削減を直営で実現している多摩市立図書館の事例:

鶴川図書館と同規模の 3 つの地域館の人件費を紹介(配布資料は、ホームページに掲載)。

③提案:

市民協働で直営を維持する方法として、北区のように市民と図書館について話し合い、提案や協力をする方向の実現と併せ、多摩市を参考に、鶴川図書館の閉館時間を現在の 18 時の日をなくして、すべて 17 時にするなどサービスを少し縮小させる。常時 4 人体制を会計年度任用職員 6 人(あるいは正規職員 1 人+会計年度任用職員 5 人)+補助職員 2 人にするなど、正規職員の削減と人件費の縮小を狙う案を提案。

(3)ロールプレイによって、直営と市民運営について違いを明らかに

市民協働において(A.直営堅持)の立場対(B.市民運営)の立場で二人のメンバーが討論。他の者はそのダイベイツィングを聞いてヒントとした。

A:市民運営では図書館法による図書館ではなく、図書館もどきだろう。

B:市民にとってみれば、本が並んでいて、本が読めて

人が集まればいいという人も多い。我々としては、市の言う「市民協働」に積極的に入って行って、理想の市民が運営する図書館を作る。本の貸し出しだけでは不十分、本をめぐる交流が必要。本を土台に市民が集う図書館に。

A: 図書館の基本的機能は、資料・情報提供、自館だけでなく図書館のネットワークがそれを保障。これに付け加えるのはいいが、これを疎かにして、他に飛びつくとんでもないことだ。司書による資料・情報提供。直営の職員が公的に保障する以外にあり得ない。図書館の場合、資料・情報提供を自分たちの図書館だけでなく、他の図書館、美術館、博物館、類縁機関から取得し、提供もできる。

B: 市民運営でも、中央図書館に依頼することで資料提供ができるのでは？

A: 一時的にやることはできるかもしれないが、常時きちんと責任を果たすことは無理と思う。

B: 市民運営・市民協働で良くなる側面はないか？

A: 責任が曖昧になり、最終的には公ですべきだと思う。

B: 助成金をもらって司書を雇い、できるだけ図書館として近づけることで市民も責任を持てるのでは。

A: 有資格者を雇うのでは、安くできない。直営の方が安い。司書資格を持つ正規職員は、図書館全体で3割くらいしかいない。正規職員を一般事務職から司書資格を持つ専門職に切り替え、会計年度任用職員と一緒に少数精鋭でやる。

B: 市長選で負けた以上、市路線で行かざるを得ないのではないか。現実を踏まえて「市民協働」の枠組みに入り込んでいかななくてはならない。

A: 正論を掲げて反対するだけでは受け入れられないと思うが、正しいものは正しい。

(4)グループ討議とその発表

2つのグループに分かれて、具体的にどのように関わり、どう提案したらいいのかを話し合い、その後、各グループから以下のように発表。

第1グループ: 英語多読の会では、英語を中学生等に教えることなどを提案、運営団体に関わりたいたいというほ

か、次代を担う中学生の参画、再編される新中学校の図書館との連携などの案が出た。

第2グループ: 市の動きを見守る。私たちの「市民協働」の定義をし、積極的に参画する。会計年度任用職員の人たちにとっては職場がなくなるかもしれないのだから、意見や要望を聞く必要がある。業者が決定した時点でどういつもりでやるのか、積極的に働きかけ、私たちの考えも知ってもらおう。5月末に業者が決まるので、6月の議会で議員さんに質問してもらおう(5/26~6/2 本会議。文教社会常任委員会の前にこのことについて行政報告がある)。

(5)今後のこと

2つのグループは異なった観点から今後に向けての提案が出たので、それぞれに可能性を探って、できることを進めていくということになり、また、多くの人と一緒に考えてもらうように、周りに声掛けをしようということになりました。

次回のワークショップは、支援業者も決まった後、6月11日(土)に開催予定。

鶴川図書館大好き！の会 第7回ワークショップに ご参加ください！

日時：6月11日(土) 午後1時半～4時

会場：鶴川市民センター第1会議室

☆現在、市による「鶴川図書館運営計画策定及び運営団体結成支援業務」を委託する業者の選定作業が進行中で、5月末には選定結果が発表されます。

会としては、第6回ワークショップでの話し合いをもとに、市の図書館としての機能を最大限残すために、どのように対処していくかをさらに検討します。多くの市民の声を市そして委託業者に届けたいと思いますので、皆様のご参加をお待ちしております。

連絡先:090-1863-5174(鈴木)

(会副代表)

*カットは、しょうじりおさん(会員)の作品です。



行政不服審査請求に基づく審査開始

手嶋 孝典（審査請求人 町田の図書館活動をすすめる会代表）

町田市行政不服審査会の事務局からの通知

町田市行政不服審査会の事務局である総務部市政情報課から、標記の通知が郵送されてきた。

その通知によれば、私が町田の図書館活動をすすめる会の代表として審査請求したのが、2021年6月14日付けだったそうで、確かにその時事務局からは、審査を開始するまで1年近くかかると言われたことを思い出した。

これもその通知によるが、2021年8月18日付けで町田市教育委員会教育長から4件の諮問がされたそうで、その諮問に基づいて町田市行政不服審査会の審査を開始したとのことである。諮問4件は、「2021年度第1号事件、2021年度第2号事件、2021年度第3号事件、2021年度第4号事件」と名称がつけられていて、「事件」と呼ばれていることに思わず笑ってしまった。審査請求人は「事件」の首謀者なのかと自問自答した。

審査会はすべて非公開で行われるそうだが、「本件諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しの送付をもってお知らせ」と書かれていた。

それから、「審査請求人は、(中略)当審査会に対して口頭で意見を述べること(口頭意見陳述の実施)を申し立てることができる」とも書いてあった。「口頭意見陳述の実施を希望する場合は、2022年5月27日(金)までに審査会事務局へご連絡ください。」とのことなので、申し込もうと考えている。もちろん、口頭意見陳述の希望がなくても審査は行うそうである。

通知には「口頭意見陳述とは」との説明が書かれているので、それを紹介しておこう。「審査会では、実施機関及び審査請求人の双方から提出された書面に基づいて審査を行うのが原則」だが、「審査請求人が自らの主張を補充するため、特に口頭で意見を述べたいと希望する場合に実施する」とのこと。だから、「口頭意見陳述は審査における必須事項ではなく、あくまで審査請求人の申し立てにより行う」とのことである。「口頭意見陳述を行う際には、陳述内容の要旨を記載した書面を作成の上、事前に提出」する必要があるとも書かれている。

ちなみに、「当面の審査会の開催予定日」は、2022年7月15日(金)と同年8月26日(金)とのことである。

なぜ口頭意見陳述を行おうと考えたのか

それを説明するためには、行政不服審査請求に至る経緯から説明する必要があるだろう。本誌No.255、No.256に書いているので、お読みいただければ幸いである。

なぜ4件の行政不服審査を行ったかという、2021年3月1日付けで行った4件の公文書公開請求の結果が不当であったからだ。町田市教育委員会教育長が2021年3月10日付及び12日付けで行った公文書不存在決定処分の内容に大なる疑問を感じたからである。

実は2021年3月1日付けで行った公文書公開請求は、3回目の請求だった。最初は2021年8月11日付けの請求であり、2回目は2021年12月7日であった。

4件の公文書公開請求に共通しているのが、「決定した経緯がわかる会議録、起案書などの文書一切」、「策定された経緯がわかる会議録、起案書などの文書一切」を請求したことである。ところが開示されたのは、それとは程遠い単なる手続き上の文書や会議録でしかなかった。だから、3回目の請求の時には、「万が一請求に該当する文書が存在しない場合はその旨の回答をお願いした。その結果が「公文書不存在決定」なのである。

4件の審査請求に共通する趣旨として、「審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求め。」としたが、それだけでは教育委員会は、「実際に公文書は存在しないので、不存在決定処分は正当であり、取り消すことはできない」旨の主張をするに違いない。だから、「併せて図書館の重要な政策を決定する手続きが恣意的であり、意思決定した文書が不在のまま図書館行政がすすめられている実態の是正を求め。」と記述したのである。その点を強調するために、口頭意見陳述を行いたいと考えている。町田市行政不服審査会が、それをどこまで斟酌して答申するかはわからないが、公文書が存在しない行政の意思決定の不当性を是が非でも問いたい。

地域の子どもたちがお薦めする図書館の本(第5回)

『赤いペン』 文学の森5

澤井美穂(作) 中島梨絵(絵) フレーベル館 2015年

推薦:高橋由紀乃(たかはし・ゆきの) 桐朋女子中学校2年生



手帳を抱えて横目で何かを見つめる少女、黒い背景をなぞるように伸びた細い線、赤字で書かれたタイトル。少し怖いような不思議な表紙だ。学校の図書館でこの本を見つけた時、少女が何か語りかけてきたように感じた。私は手に取らずにはいられなかった。この女の子は何を考えているのだろうか、何を见ているのだろうか、どんな話なのだろうか。

引込み思案な女子中学2年生、村上夏野はある話を探し集めていた。学校で時々噂になる、不思議な赤いペンの話。赤いペンが手元に来ると、ペンが手から離れなくなるとか、無理やり人に何かを書かせるとか、そのペンは人の血を吸って生き延びているなど、いろんな噂がたっている。夏野は赤いペンの噂をしている人たちに話しかけてみたかったが、なかなか勇気もてずに困っていた。すると、ひょんなことから近所の文学館の職員と同級生の男子、春山が調査を手伝ってくれることになった。本書は、こんな始まりから赤いペンの調査を通じて夏野が成長していく物語だ。

本書は12章構成で、私のお気に入りには第6章「水にしずむ町——ある客の話」だ。バーを経営する30歳ほどの「美人」、五朗の店に男の客がやって来た。男は電車の座席で赤いペンを拾ったという。自宅で朝目が覚めると、なぜか机の上に紙とその赤いペンがあり、幼い字で日記が書かれていた。次の夜、男は夢を見た。彼が幼い頃住んでいたダムの中に沈んだ町の夢だった。友人や両親の顔が浮かんだ。翌日も、小学生の日常が書かれた日記が赤いペンとともに机の上にあった。日記は自分が当時書いたものであることを男は悟る。ダム建設のために立ち退かなければいけなくなった故郷の記憶が次から次へとよみがえるが、故郷はもうない。

第8章「お母さんのメモ——小夜子さんの話」では、睡眠障害で市立病院に通っている15歳の小夜子の体験談を、夏野と春山が聞く。小夜子は中学校に入るところから学校に行けなくなった。うとうとしている日々が続くと、夢をたくさん見て現実との境目がわからなくなる。

母親は仕事に出かける前に留守番をしている小夜子のやる事を書いたメモをテーブルの上に置いていく。ある日、母のメモの横に赤いペンが置かれていた。メモには「落とし物だったペンです」と書いてある。それから小夜子の夢にお母さんのメモが現れるようになった。小夜子も赤いペンでメモに返事を書く。その後、小夜子は少しずつ変わっていった。小夜子が再び学校へ行くようになると、赤いペンは見当たらなくなった。

本書には他にも、赤いペンにまつわる話がいくつも収録されているが、ここでは2つを紹介した。第6章では、男が故郷に二度と帰れぬ辛さから、町の記憶を無意識のうちに抹消しようとしていたことを、ペンが気づかせてくれた。第8章では、赤いペンが何かのストーリーを書くわけではなく、赤いペンを通じて母とやりとりするうちに小夜子が変わっていく。ペンの存在そのものが力をもつ。私にもそういうえばそんな存在があることに気付く。章が進むに従い、赤いペンの秘密が少しずつ分かっていく。赤いペンが何者なのかがなかなかわからず、自分も夏野たちと一緒に調査しているような感覚になれるところが、本書の魅力のひとつだ。

本書は、2014年に「第16回ちゅうでん児童文学賞」の大賞を受賞している。著者の澤井美穂さんは、高校で国語の教師をしながら児童文学を執筆していた。本書が児童書として初の出版である。賞の選者である鷺田清一氏は、「ひとにはだれも思い出さないようにしてきたことがある。それを隠している」、「赤いペンはそういうひとの許を訪れて(中略)素直にそれと向きあえるようにしてくれる」と本書について語る(『赤いペン』選者のことば)。私も辛い思いから消してしまっている記憶があるかもしれない。もしも赤いペンが私のもとへやってきたら、ペンは私をどんなふうに変えてくれるのだろうか。そんなことを考えながら読むのも楽しい。

* 町田市立図書館は6冊所蔵しています。

ひろば



例会 4/26 (火) 報告

- ・16:00～ 印刷・発送作業等:
清水・鈴木(真)・手嶋・守谷
- ・18:00～20:00 中央図書館・中集会室
出席: 石井・雲中・清水・鈴木(真)・
手嶋・福田・守谷 傍聴 1 名

議題

1. 会報について

次号(№266):巻頭言(5/8「大好き!の会」ワークショップを踏まえた今後の取り組み方針について)⇒4/15 シンポジウムのパネルディスカッションの報告(藺田さんに依頼、5/8 の記事は残す)、「こんな本見〜つけた!」第 36 回(高橋峰子さんに依頼)、「地域の子どもたちがお薦めする図書館の本」第 5 回『赤いペン』、高橋由紀乃さん)、4/15 シンポの感想を印西市の武藤水穂さんに依頼)、町田市立図書館における全政党機関紙購入中止と「知る権利」の侵害②(伊藤裕夫さん)

2. 今年度の世話人について

代表(手嶋)、副代表(鈴木(真))、書記(囑託労に戻していただけないか打診する)、会計(石井)、会計監査(守谷・清水)、集会室・印刷室の予約(高松)、印刷用紙調達(高松)、「知恵の樹」編集(手嶋・清水)、ホームページ管理(鈴木(真))、ML 管理(鈴木(薫))、図友連 ML 転送(手嶋)、「知恵の樹」郵送、記者室・市議等への配布(石井)、「としょかん」配布(石井) ※会の世話人ではないが、図友連運営委員(山口)を「すすめる会」推薦としたい。

3. 今年度の活動計画について

講演会 4/15 実施済みだが、年度内にもう 1 回計画できないか?⇒検討したい。

図書館見学会 茨城県守谷市中央図書館の見学と守谷市の図書館を考える会との交流。日程:未定→継続⇒ウィズコロナでどこまでできるようになるか。

その他

- ・図書館協議会での BM に関する話し合いの内容が 18 期と 19 期では違ってきているのも問題。
- ・18 期では小型を含め 4 台をフル活用することが有効としたが、19 期では 4 台は消え、小さくなって台数は変わらないことになっていた。次回定例会は 7 月ごろなので、ある程度進んでしまっているのではないかな。

4. 4/15 シンポジウムの反省について

- ・基調講演・パネルディスカッション:時間が短かつぶりと話していただけなかった。⇒会場とオンラインで 80 人ほどの参加。何とかうまくいった。
- ・アンケート集計⇒会場は鶴川地域の人、70 代の人が多かった。オンラインはさまざま。基調講演については満足された方が多かった。シンポジウムについては、4 人の方たちの意見をじっくり聞くには時間がたりなかったの、やや消化不良と感じた方もいた。

5. 「町田市5ヵ年計画 17-21」、「町田市公共施設等総合管理計画」等について

○鶴川図書館大好き!の会の取り組み

2022 年度も鶴川図書館が公立図書館として存続できるよう活動する。

5 月 8 日(日)鶴川図書館大好き!の会第 6 回ワークショップ 午後 2 時~4 時 30 分 鶴川市民センター2 階第 2 会議室

○「すすめる会」の取り組み

図書館囑託労との話し合い記録を作成、内容確認中。話し合い継続⇒代表から杉本委員長に連絡し調整。

6. 「しんぶん赤旗」購読中止問題について

伊藤裕夫さんが情報公開請求を行った結果、中央図書館が 2021 年度から、「赤旗」「公明新聞」「社会新報」「機関紙 自由民主」「立憲民主」の 5 タイトルを購入中止。雑誌「前衛」についても、中央図書館が購入中止。⇒本当の意思決定は公開された資料にあるものではないだろうが、それを証明するのは困難。利用が低いことは購入中止の理由にはならない(市民の参政権を保障するため)。

7. 「噂の東京マガジン」の取材について(割愛)

報告

1. 団体及び個人からの報告

囑託労:6 月から新体制。リアルの大会開催は未定。

石井:今年度、分会長になりました。

学校図書館を考える会:杉山亮さんのライブは楽しく、大人も子どもも喜んでもらえた。学校図書館についても話され、大切さを感じてもらえたと思う。

・3 月 6 日のオンライン交流会で指導員からでた質問や要望を指導課に伝えて回答を求めたところ、3 月 28 日にメールで回答があった。文教社会常任委員会のメンバーも変わっているので、説明をしていきたい。

2. 土屋豊さんからの寄附について(割愛)